

か 議 第 7 2 号

令和5年6月19日

霞台厚生施設組合

管理者 谷島 洋司 様

かすみがうら市議会

議長 小座野 定 信

質 問 書

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会から、別紙、「霞台厚生施設組合旧施設の解体に係る問題点質問事項」のとおり質問がありましたので、ご多用のところ大変恐縮ですが、何卒ご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 質問内容 別紙「霞台厚生施設組合旧施設の解体に係る問題点質問事項」
- 2 回答期限 令和5年6月30日
- 3 回答先 かすみがうら市役所 議会事務局
- 4 回答方法 メールまたは郵送による

霞台厚生施設組合旧施設の解体に係る問題点質問事項

令和2年6月1日開催の令和2年度第3回霞台正副管理者会議において提出された参考資料「第2回正副管理者会議における指示事項について」は、令和2年5月7日の令和2年度第2回正副管理者会議で小林副管理者の「再協議することを提案する。土地に対する評価と解体に対する評価をし、負担金をきちんと算出するのが正しいやり方である。根拠をきちんと示して計算して、どこに出しても説明がつくものであれば、私はよい。」との発言に基づいて事務局が提出したものであり、旧施設解体費を4市町で支出するかどうかを判断するうえで大変重要な資料であったことがうかがえます。

当時、坪井副管理者も「解体は利用していた自治体が行うのが常識だと考えていた」と記録がありますが、組合加入時に土地代の支払いが要件にはされておらず、解体費と土地代を天秤にかけるとは想定していなかったものと思料します。

しかし、第3回正副管理者会議において、事務局の「土地費用を負担するよりも解体費用を負担していただいたほうが負担は少ないと思われる。」との説明により、了承した記録とされております。

そのような経過がある中で次のとおり質問いたします。

1. 負担する根拠について

- ① 解体費を4市町で負担するとの提案は誰からの提案であったのか伺います。
- ② 解体費を4市町で支出する根拠の説明をあらためて伺います。
- ③ 正副管理者会議においては、冒頭に記載したとおり、「どこにだしても説明がつくもの」として出された資料が土地代と解体費を比較したものであると解されます。しかし、令和4年度第5回正副管理者会議において、事務局が「天秤にかけたような印象を与えてしまった資料を作成したこと、そういうような誤解を与えてしまうような説明であったとしたならば、事務局を代表しましてまずはお詫びをします」との発言記録があることから、「どこにだしても説明がつく資料」の提出とその説明が構成市町にされたのか伺います。
- ④ 白雲荘をはじめ構成市町で整備解体する事業は協定を締結していますが、旧施設の解体について協定を締結しなかったことに考えられる理由を伺います。
- ⑤ 令和2年1月29日令和元年度第5回正副管理者会議で小林副管理者が発言しているように「茨城美野里跡地も霞台が共有財産として使用していくがそちらは1市1町負担で、霞台は3市1町負担というのは理屈が通らない。」また、島田副管理者の発言にあるように「みんなで使う施設として建設することになったからには、みんなで解体する

ことを基本とすべき」とあり、組合として茨城美野里の解体も4市町で負担しなければ不公平であると思料されますが組合管理者の考えを伺います。

2. 土地について

- ① 土地代について加入時に要件にしていなかった理由を伺います。
- ② 現在も土地問題は存在するのか伺います。
- ③ 比較された土地代の根拠について伺います。

3. 規約について

- ① 霞台厚生施設組合同規約第13条第2項において、分賦金は組合の議会の議決によって定め、関係市町がそれぞれ負担するとありますが、組合議会で構成市町に分賦金の負担率をはじめ分賦金の内容を議決しておく必要性について考えを伺います。
(例：協定を締結した内容については議決したものとみなす議決等)